

# 文教委員会資料

令和2年7月3日

調査事項件名	頁
(1) 児童虐待防止に関する調査について・・・・・・・・・・・・・・・・	2

( 教育委員会 )

文教委員会報告資料

令和2年7月3日

件名	児童虐待防止に関する調査について																																																																																											
所管部課名	こども支援センターげんきこども家庭支援課																																																																																											
内容	<p><b>1 足立区における児童虐待相談等の状況</b></p> <p>(1) 児童虐待相談の状況 (令和元年度の総相談件数 994件)</p> <p>ア 虐待相談件数の推移 (平成27年度～令和元年度)</p> <table border="1"> <caption>虐待相談件数の推移 (平成27年度～令和元年度)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>虐待相談受理件数</th> <th>虐待該当数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27年度</td> <td>815</td> <td>640</td> </tr> <tr> <td>28年度</td> <td>778</td> <td>667</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>809</td> <td>675</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>892</td> <td>745</td> </tr> <tr> <td>元年度</td> <td>994</td> <td>815</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 虐待相談の種別比較 (平成27年度⇔令和元年度)</p> <table border="1"> <caption>虐待相談の種別比較 (平成27年度⇔令和元年度)</caption> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>27年度</th> <th>元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体的虐待</td> <td>197</td> <td>258</td> </tr> <tr> <td>性的虐待</td> <td>7</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>心理的虐待</td> <td>109</td> <td>206</td> </tr> <tr> <td>ネグレクト</td> <td>327</td> <td>341</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 虐待相談の年齢別・種別件数 (令和元年度)</p> <table border="1"> <caption>虐待相談の年齢別・種別件数 (令和元年度)</caption> <thead> <tr> <th>年齢別</th> <th>身体的虐待</th> <th>性的虐待</th> <th>心理的虐待</th> <th>ネグレクト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～3歳未満</td> <td>43</td> <td>0</td> <td>54</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>3～学齢前</td> <td>62</td> <td>1</td> <td>70</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>106</td> <td>6</td> <td>57</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>30</td> <td>2</td> <td>19</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>高校生他</td> <td>17</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 虐待相談の通告元内訳 (令和元年度)</p> <table border="1"> <caption>虐待相談の通告元内訳 (令和元年度)</caption> <thead> <tr> <th>通告元</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校</td> <td>28.1%</td> </tr> <tr> <td>保健センター</td> <td>21.8%</td> </tr> <tr> <td>児童相談所</td> <td>15.2%</td> </tr> <tr> <td>近隣・知人</td> <td>5.4%</td> </tr> <tr> <td>家族・親族</td> <td>5.3%</td> </tr> <tr> <td>保育所等</td> <td>6.1%</td> </tr> <tr> <td>福祉事務所</td> <td>3.8%</td> </tr> <tr> <td>区のその他の機関</td> <td>4.1%</td> </tr> <tr> <td>医療機関</td> <td>3.9%</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>4.6%</td> </tr> <tr> <td>民生児童委員</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td>児童本人</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.8%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	虐待相談受理件数	虐待該当数	27年度	815	640	28年度	778	667	29年度	809	675	30年度	892	745	元年度	994	815	種別	27年度	元年度	身体的虐待	197	258	性的虐待	7	10	心理的虐待	109	206	ネグレクト	327	341	年齢別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	0～3歳未満	43	0	54	118	3～学齢前	62	1	70	95	小学生	106	6	57	68	中学生	30	2	19	43	高校生他	17	1	6	17	通告元	割合	学校	28.1%	保健センター	21.8%	児童相談所	15.2%	近隣・知人	5.4%	家族・親族	5.3%	保育所等	6.1%	福祉事務所	3.8%	区のその他の機関	4.1%	医療機関	3.9%	教育委員会	4.6%	民生児童委員	0.4%	児童本人	0.3%	その他	0.8%
年度	虐待相談受理件数	虐待該当数																																																																																										
27年度	815	640																																																																																										
28年度	778	667																																																																																										
29年度	809	675																																																																																										
30年度	892	745																																																																																										
元年度	994	815																																																																																										
種別	27年度	元年度																																																																																										
身体的虐待	197	258																																																																																										
性的虐待	7	10																																																																																										
心理的虐待	109	206																																																																																										
ネグレクト	327	341																																																																																										
年齢別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト																																																																																								
0～3歳未満	43	0	54	118																																																																																								
3～学齢前	62	1	70	95																																																																																								
小学生	106	6	57	68																																																																																								
中学生	30	2	19	43																																																																																								
高校生他	17	1	6	17																																																																																								
通告元	割合																																																																																											
学校	28.1%																																																																																											
保健センター	21.8%																																																																																											
児童相談所	15.2%																																																																																											
近隣・知人	5.4%																																																																																											
家族・親族	5.3%																																																																																											
保育所等	6.1%																																																																																											
福祉事務所	3.8%																																																																																											
区のその他の機関	4.1%																																																																																											
医療機関	3.9%																																																																																											
教育委員会	4.6%																																																																																											
民生児童委員	0.4%																																																																																											
児童本人	0.3%																																																																																											
その他	0.8%																																																																																											

(2) こども家庭支援課の相談体制強化の状況

ア 児童相談所への職員派遣（平成29年度から）

区における児童福祉にかかる処遇力向上及び児童相談所設置にむけ、足立児童相談所専門職の派遣（期間2年）を開始した。令和2年度は福祉職2名、心理職1名を派遣している。

イ 要保護児童対策調整担当係長の配置（平成30年度から）

要保護児童対策地域協議会を始めとした支援調整を専任する担当係長を配置し、関係機関との連携を強化した。

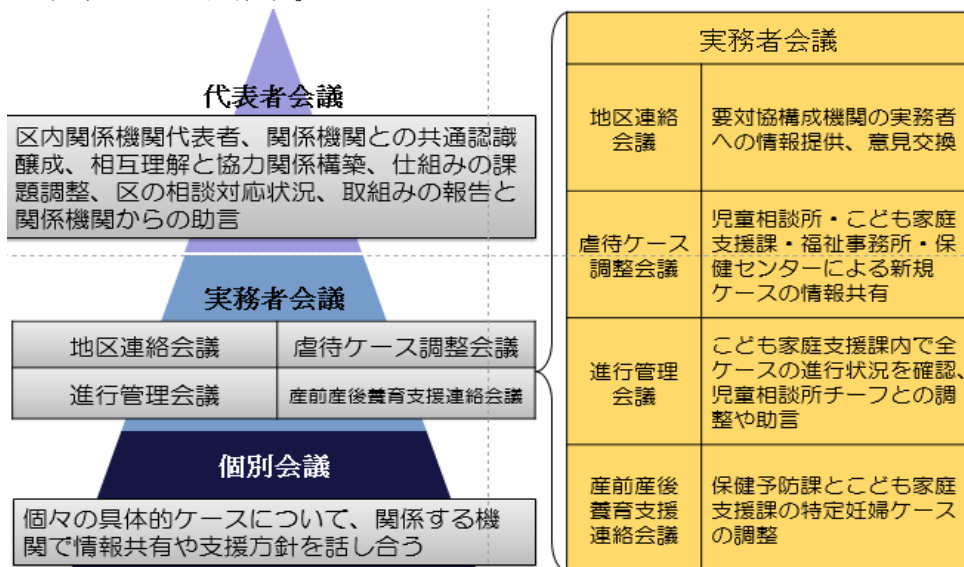
ウ 保健師の配置、心理職の増員（令和2年度から）

保健面からのリスクアセスメント機能の向上に向け保健師を1名配置するとともに、心理職も1名増員した。

(3) 要保護児童対策地域協議会の開催状況

ア 概要

虐待を受けた要保護児童や、保護者の養育を支援する必要がある要支援児童、特定妊婦の早期発見と適切な支援をするために設置されたネットワーク。関係機関が要保護児童等の情報を共有し支援の協議と役割分担を行うことで、早期に適切な支援を行うことを目指す。



イ 令和元年度実績

会議名	開催日・回数	参加機関等	参加者数
代表者会議	7月11日(木)	要保護児童対策地域協議会構成機関の代表者	43 委員
地区連絡会議	随時実施(年7回) 10月から11月	要保護児童対策地域協議会構成機関の実務者等	387 名
虐待ケース調整会議	毎月1回 (年間12回)	こども家庭支援課、足立福祉事務所、保健センター、足立児童相談所	—
進行管理会議	毎月7回 (年間84回)	こども家庭支援課、足立児童相談所	—
個別ケース会議	随時140回	ケースごとの関係機関	—

(4) 養育支援訪問事業の状況

ア 事業概要

養育支援が特に必要であると判断した家庭（要支援家庭）に対し、当該居宅において、相談員による養育に関する相談及び助言、並びに、事業協力員等による必要な育児・家事支援を行うことにより、適切な養育の確保・児童虐待の防止を図る。（利用者負担：無料）

イ 令和元年度実績（事業協力員等による育児・家事支援）

- ・ NPO法人による支援 児童数 35名 訪問回数 461回
- ・ ほっとほ一む事業 児童数 32名 訪問回数 667回
- ・ 預かり・送迎支援 児童数 32名 訪問回数 750回

(5) 主な児童虐待防止関連事業

資料P6のとおり

2 特別区における児童相談所設置に向けた動き

(1) 児童相談所設置区

令和2年4月1日設置 世田谷区、江戸川区  
 令和2年7月1日設置 荒川区

(2) 東京都と児童相談所設置区との広域調整

ア 児童養護施設・乳児院に関すること

民間施設（都外施設含む）については、入所枠は設定せず、いずれの施設においても都区双方で入所措置が可能とし、措置費（事務費）は在籍状況に応じて都区ごとに支弁する。

イ 里親に関すること

自区内及び都内全域での適切なマッチングを実施する。

ウ 一時保護所に関すること

保護者の居住地とは離れた地域で、児童を保護する必要がある場合など、都区間の相互利用が可能とする。

(3) 足立区における検討

ア 足立児童相談所の建替え

令和5年度に完成予定で建替えが進められている。

イ 児童相談所移管の検討

当面は、先行的に設置した区の動向、課題を注視していく。機会を捉えて福祉職・心理職等の児童相談所への派遣の拡大を検討していく。

3 緊急事態宣言発令中の児童虐待相談状況

(1) 令和2年2月以降の児童虐待相談件数の比較

児童相談所からの送致件数を除くと、関係機関（学校、保育園、保健センター等）からの相談件数が減少している。

	平成31年	令和2年
2月	67件	85件（29件）
3月	65件	61件（19件）
4月	75件	64件（30件）

※（ ）内件数は全件数のうち児童相談所からの送致件数

	<p>(2) 関係機関における対応  小中学校や保育園等においては、電話等を通じて自宅で過ごす児童や保護者との連絡を概ね1週間に1回以上することで、児童の健康状況等の確認を行っている。</p> <p>(3) SNSを使った啓発  こども家庭支援課では、区のホームページやSNSを通じて、子育てで悩んだり困ったりしたときは「言葉にして誰かに相談してみる大切」との啓発を行っている。</p> <p><b>4 児童福祉にかかる国・都の動き</b>  参考資料（P7）のとおり</p>
<p>問 題 点  今後の方針</p>	<p><b>1 法改正等の動きに沿った児童相談体制の構築</b>  東京ルールの改定などによる相談件数の増、併せて困難化するケース状況に対応するため、人材育成を含むこども家庭支援課の体制強化を進める。</p> <p><b>2 緊急事態宣言解除後の対応</b>  小中学校、保育園等に在籍する児童が登校、通園する中で虐待に関するエピソードがでてきた場合にはこども家庭支援課に相談いただき、連携して対応していく。</p>

主な児童虐待防止関連事業

事業 (委託先)	対 象	内 容	利用者負担	令和元年度実績 (平成 30 年度実績)
子ども預かり・送迎 支援事業  (区内NPO法人)	生後0か月から 小学生まで	子育てをしている家庭を対象に、子どもの預かりや保育園等への送迎を、区内NPO法人(3法人)への委託により実施している。	平日 8 時～18 時 1 時間 500 円 土日祝日等 1 時間 800 円	新規登録 335 件 (413 件) 利用時間 48,208 時間 (50,057 時間) 利用件数 20,158 件 (19,424 件)
ファミリー・サポート・センター事業  (社会福祉協議会)	生後6か月から 小学生まで	子育てをしている家庭を対象に一時的な預かりや保育園等への送迎を、児童福祉法に基づく子育て援助活動支援事業として、足立区社会福祉協議会への委託により実施している。	平日 8 時～18 時 1 時間 500 円 土日祝日等 1 時間 800 円	提供会員数 262 人 (458 人) 利用件数 8,981 件 (10,089 件)
こどもショートステイ事業  (協力家庭・児童養護施設)	1歳6か月から 小学生まで	保護者が病気や出産等で一時的に子どもの養育ができないときに協力家庭宅、または児童養護施設で子どもを預かる。	生活保護世帯等 1泊 1,000 円 その他世帯 1泊 3,000 円	利用児童数 125 人 (141 人) 延泊数 1,152 泊 (1,173 泊)
産前・産後家事支援事業  (介護保険事業者)	産前6週間前から 退院後1か月以内	産前産後の妊産婦がいる家庭を対象に、家事を支援するホームヘルパーを派遣する。	平日 8 時～18 時 1 時間 500 円 土日祝日等 1 時間 800 円	利用件数 396 件 (430 件) 利用時間数 624 時間 (644 時間)
きかせて子育て訪問事業  (区内NPO法人)	区内に居住する 妊婦又は未就学 児を養育する保 護者	出産又は育児における孤立感や不安感を抱えた妊婦又は未就学児のいる保護者に対し、きかせてサポーターが定期的に訪問し、傾聴等の支援を行う。	無 料	利用人数 23 人 (31 人) 訪問回数 138 回 (97 回)

《参考資料》 児童福祉にかかる国・都の動き

1 児童福祉法改正等の状況

項目	主な内容
平成28・29年 児童福祉法等の改正	(1) 市町村及び児童相談所の体制強化 (2) 里親委託の推進等の所要の措置 (3) 児童等の保護についての司法関与の強化
平成30年 緊急総合対策	(1) 体罰禁止の法定化 (2) 民法上の懲戒権の在り方について必要な見直しを検討 (3) 児童相談所の体制整備 ・一時保護等の介入的対応を行う職員と支援を行う職員の 分化 ・児童相談所における医師、保健師の配置の義務化 (4) 子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質 向上の在り方の検討
令和元年 児童虐待防止法等の 改正	(1) 体罰禁止の法定化 (2) 民法上の懲戒権の在り方について必要な見直しを検討 (3) 児童相談所の体制整備 (4) 子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向 上の在り方の検討

2 東京都における動き

項目	主な内容
令和元年10月実施 児童虐待相談等の連 絡・調整に関する基 本ルール改正	児童相談所が受理した通告のうち、「近隣からの泣き声通告」や 「警察からの通告のうち面前DVにかかる通告」等については、 児童相談所から区に送致され、区が対応を行うこととなった。 (参考) 令和元年度逆送致受理件数 145件
令和元年5月設置 東京都児童相談体制 等検討会における検 討	(1) 検討事項 ・都と区市町村の人事交流の強化 ・合同研修等の充実による人材育成の連携 ・区市町村での児相の拠点設置等の検討 ・東京ルールの見直し等 (2) 令和2年度の主な取組事項 ・長期派遣受入れの拡大 ・都児童相談所職員研修の区市町村への開放科目の拡大 ・児童相談所心理司と区心理専門支援員の連絡会の実施 ・都のサテライトオフィスのモデル的設置 ・全国要保護児童等の情報共有システムの活用に向けた検 討 ※LGWAN-ASPを利用、ケースの登録・管理等を 行い、自治体間の情報共有を行うシステム